

## 公 告

令和元年度農福連携マッチングコーディネーター育成研修事業業務について、条件付き一般競争入札を行いますので、入札参加申請の受付の期間及び方法を次のとおり公告します。

令和元年 11 月 28 日

佐賀県健康福祉部障害福祉課長 森 満

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託名 令和元年度農福連携マッチングコーディネーター育成研修事業業務
- (2) 業務内容
  - ① 農福連携に関する知識等の研修会の開催
  - ② 施設外就労および農地利用で直接農業する場合の研修会の開催
  - ③ 農家や事業所の現地視察(講義形式可)
  - ④ 現地視察を踏まえた農福連携の進め方等に関する研修会の開催
- (3) 仕様等 別添仕様書による
- (4) 履行期間 契約締結日から令和2年3月20日まで

### 2 入札参加資格

入札に参加するものは、以下の要件のすべてを満たす必要があります。

- (1) 佐賀県、福岡県及び長崎県に本店、支店及び営業所が位置し、障害者就労事業かつ農業事情に関する研修等を地方公共団体から受注した実績がある者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 本業務の入札参加資格確認申請書提出期限日の6か月前から開札の日までの間に、金融機関等において、不渡り手形等を出していない者であること。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 本業務の他の入札参加申請者と資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。  
「資本又は人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
  - ア 法人税法施行令第4条第2項及び第4項に該当する者(会社)。
  - イ 一方の会社の役員が、他の会社の役員を現に兼ねている会社。
  - ウ 一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある会社。
- (7) 佐賀県暴力団排除条例(平成23年佐賀県条例第28号)第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。

「佐賀県暴力団排除条例(平成23年佐賀県条例第28号)第2条第4号に規定する暴力団等」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ク 役員等(法人にあたっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあつては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人(営業を営む者に限る。以下同じ。)にあつては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。)にイからキまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
- ケ イからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

### 3 入札に参加するための条件

入札に参加しようとするものは、入札参加資格確認申請書に関係書類を添付のうえ、下記の受付期間までに受付場所までに持参または郵送してください。

なお、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

さらに、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

#### (1) 入札参加資格確認申請書及び関係資料

- ア 入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- イ 当該研修と同等の地方公共団体の研修を適正に履行したとする書類
  - ・契約書の写し、契約相手からの履行証明書又は完了確認書

#### (2) 入札参加資格確認申請書及び提出資料の受付期間及び受付場所

##### ア 受付期間

令和元年12月10日(火)から令和元年12月12日(木)までの9時から17時まで(最終日にあつては9時から16時まで)とする。

##### イ 受付場所

佐賀県障害福祉課 就労支援室

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

### 4 提出資料の送付方法等

提出資料については、公告の受付期間までに、公告に掲載している受付場所に、持参または、配達

日(到着日)を指定でき、かつ書留郵便等により配達記録が残る方法で送付してください。

なお、提出資料に不備があった場合、受付締切日時までに到着しなかった場合は、資格審査の際「入札参加資格無し」となるので注意してください。

## 5 入札参加資格の確認について

提出資料の締切後に実施する資格審査により入札参加資格を確認し、令和元年12月13日(金)までに文書で通知します。

よって、本業務の入札に参加できる者は、入札参加資格の確認通知(資格有)の確認通知を受けた者に限ります。

## 6 問い合わせ先等

### (1) 問い合わせ先

佐賀県障害福祉課 就労支援室

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

電話 (0952)25-7143 FAX (0952)25-7302

e-mail: shougai Fukushi@pref.saga.lg.jp

## 7 入札方法等

### (1) 入札方法

郵送のみによる紙入札

### (2) 入札書提出期限

令和元年12月18日(水)9時から令和元年12月20日(金)17時までに必着とする。

### (3) 送付先

佐賀県障害福祉課 就労支援室

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

## 8 開札の日時及び場所

(1) 日 時:令和元年12月23日(月)11時

(2) 場 所:障害福祉課

## 9 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

① 入札書の提出期限までに、見積る契約金額の100分の5以上に相当する金額を納付してください。

② 入札保証金の納付に変えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。

ア 国際又は地方債 額面金額(割引債券にあつては、時価見積額)

イ 日本政府の保証する債権又は確実と認められる社債 額面金額または登録金額(発行価額)

- が額面金額または登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た額
- ウ 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、または支払保証した小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関の者に限る。)券面金額
- エ 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証もしくは裏書をした手形券面金額(手形の満期の日が、当該手形を提供した日から1月を経過した日以降であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)
- オ 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 再検証所に記載された金額
- カ 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

③ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除されます。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積もる契約金額の100分の5以上)を締結し、その保証書を提出する場合
- イ 2に掲げる要件をすべて満たす者で、過去2年間に国または地方公共団体と同種同規模の契約を締結し、これを適正に履行し、かつ、その者が契約を締結しないこととなる恐れがないと認められる場合(契約書の写し、契約相手先からの履行証明書又は完了確認書及びそれらに類するものなどで履行確認ができる場合)

## (2) 契約保証金

- ① 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。
- ② 契約保証金の納付に代えて、佐賀財務規則第116条の規定に基づき、上記8 ②の各号に掲げる価値の担保を供することができます。
- ③ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付が免除されます。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その保証書を提出する場合
- イ 2に掲げる要件をすべて満たす者で、過去2年間に国または地方公共団体と同種同規模の契約を締結し、これを適正に履行し、かつ、その者が契約を締結しないこととなる恐れがないと認められる場合(契約書の写し、契約相手先からの履行証明書又は完了確認書及びそれらに類するものなどで履行確認ができる場合)

## 10 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。なお無効入札をした者は再度の入札に参加することができません。

- (1) 参加する資格のない者

- (2) 当該競争について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (4) 一人で2以上の入札をした者
- (5) 代理人でその資格のない者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

## 12 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引替えをすることができません。

## 13 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

## 14 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

## 15 その他

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 前金払    | 無 |
| (2) 部分払    | 無 |
| (3) 最低制限価格 | 無 |

## 16 個人情報保護

契約を締結した場合、業務受託者は、佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号。以下「条例」という。)及び「個人情報取扱特記事項(別紙)」を順守するものとし、業務委託に従事する者又は、従事していた者が、当該受託業務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合などは、条例上の罰則規定(第44条及び第45条)及びこれらの違反行為に関する両罰規定(条例第47条)に基づき処罰されることがあります。

## 17 その他

- (1) 入札に参加する者は、参加にあたって知り得た個人情報、事業所の情報、その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはいけません。
- (2) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがあります。
- (3) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しな

いことがあります。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとします。

- (4) 本入札執行については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、佐賀県税務規則の定めるところによります。
- (5) この入札説明書の交付を受けた者は、佐賀県から提供を受けた文書(電磁的記録による文書・資料を含む)について、本件の入札手続以外の目的に供してはなりません。